

初診時及び再診時の定額負担（選定療養費）の改定について

令和4年度診療報酬改定に伴い、令和4年10月1日から以下の通り初診時及び再診時の定額負担（選定療養費）を改定しますのでお知らせします。

初診	他の病院又は診療所からの紹介状なしで受診した方			
	医科：5,500円(税込)	歯科：3,300円(税込)		(9月30日まで)
	医科：7,700円(税込)	歯科：5,500円(税込)		(10月1日から)

再診	他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず当院を受診した方（受診の都度）			
	医科：2,750円(税込)	歯科：1,650円(税込)		(9月30日まで)
	医科：3,300円(税込)	歯科：2,090円(税込)		(10月1日から)

ただし、以下の緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず受診した場合にあっては、定額負担の対象外となりますが、急を要しない時間外の受診や患者さんの都合での受診など、直接、受診する必要性がないと判断される場合については、定額負担の対象となりますので、予めご承知おきください。

<その他定額負担の対象外となる方>

- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診された方
- ・医科と歯科との間で院内紹介された方
- ・国の公費負担医療制度の受給対象となっている方
(地方単独の公費負担医療の場合、特定の疾病又は障害に着目したものの対象となる方に限る)
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間に受診された方
- ・外来受診から継続して入院した方
- ・災害により被害を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・その他、当院が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた方